

株式会社大潟村あきたこまち生産者協会

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日 ～ 2027年3月31日までの 5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（女性労働者に対する職業生活に関する目標）

製造部門の女性社員を5%以上増やす。

<対策>

- 2022年10月～ 製造部門の女性の応募を増やすため、学生向けパンフレットの内容を見直し、改定する
- 2023年 6月～ 女性が働きやすい服装・安全具等を導入する
- 2024年 4月～ 女子学生を対象とした現場見学会を年1回以上開催する
- 2024年10月～ 事務職に配置されている女性社員への製造部門への転換の希望を把握する
- 2025年 1月～ 事務職から製造部門への転換希望者に対する研修を実施する（2025年4月転換予定）

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

計画期間内に、育児休業（出生時育児休業を含む）の取得率等を次の水準以上にする。
男性社員・・・計画期間中に1名以上の取得を目指す
女性社員・・・取得率100%を継続する。

<対策>

- 2022年10月～ 社員へのアンケート調査
- 2023年 4月～ 男性も育児休業（出生時育児休業を含む）を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象社員を把握した場合は制度の周知を行う
- 2024年 1月～ 育児休業（出生時育児休業を含む）取得率の確認、対策検討以降、毎年1月に育児休業（出生時育児休業を含む）取得率の確認、対策検討

目標3（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

計画期間内における個人ごとの年次有給休暇の取得日数を基準年度よりも1日以上多く取得できるようにする。

<対策>

- 2022年 4月～ 調査開始（4月付与者基準年度）
 - 2022年10月～ 調査開始（10月付与者基準年度）
 - 2023年 4月～ 基準年度の実績確認（4月付与者基準年度）
 - 2023年10月～ 基準年度の実績確認（10月付与者基準年度）
- 以降、毎年4月及び10月に基準年度との実績差の確認、対策検討